

熱海市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、令和元年度に実施した財政援助団体等監査の結果に対する措置状況報告書を、熱海市長から受けたので、別紙のとおり公表する。

令和2年4月28日

熱海市監査委員 山田義廣

熱海市監査委員 杉山利勝

## 令和元年度 財政援助団体等監査における指摘事項措置状況報告書

【団体名：熱海温泉組合】

指 摘 事 項	
<p>(1) 熱海温泉組合に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業の執行状況を正確に把握するには、当該補助事業に係る会計帳簿を確認することを要するが、当該帳簿が整備されていない。</li> </ul> <p>については、補助事業に係る支払いが適正に行われているか確認できるよう補助事業ごとに特化した会計帳簿を整備のうえ、適正に記帳し、補助事業に係る予算執行の透明性を確保するよう努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収支決算書の歳入においては、負担金とすべきところを自主財源と誤って記載している。また、歳出においては、補助事業と神事に係る補助対象外事業が混在して記載されており、補助事業に要する経費としての補助金の使途の確認・特定がしづらくなっている。</li> </ul> <p>については、事業を区分し、補助事業に特化した収支決算書に改めるなど、改善を図られたい。</p> <p>(2) 所管部局（担当所管課）：観光建設部 観光経済課に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市への補助事業に係る提出書類の審査について、チェック体制を強化するとともに、熱海温泉組合に対して、補助事業に特化した収支決算書に改めるよう求めるなど、団体を十分に指導されたい。</li> </ul>	
所 属 名	措 置 状 況
観 光 建 設 部 観 光 経 済 課	<p>○補助事業に係る会計帳簿の作成を徹底し、事業予算作成時より適正な予算書の作成に努めるとともに、決算においても疑義が生じないよう透明性の確保を徹底いたします。</p> <p>○補助事業の予算書については、事業履行における根拠ある予算作成を行うとともに、収支決算書における疑義が生じないよう計上区分の見直しや、補助事業に対する事業費の区分を明確にするよう改善いたします。</p> <p>○会計帳簿や決算書類の記載方法や事業内容などについても、適正に処理し透明性を確保するよう指導するとともに、課内の複数の者によるチェック体制の確立を実施し適正な補助金支出を徹底いたします。</p>

# 令和元年度 財政援助団体等監査における指摘事項措置状況報告書

【団体名：一般社団法人 熱海市観光協会】

## 指 摘 事 項

(1) 熱海市観光協会に関する事項

- ・補助事業の執行状況を正確に把握するには、当該補助事業に係る会計帳簿を確認することを要するが、当該帳簿が整備されていない。

については、補助事業に係る支払いが適正に行われているか確認できるよう補助事業ごとに特化した会計帳簿を整備のうえ、適正に記帳し、補助事業に係る予算執行の透明性を確保するよう努められたい。

- ・収支決算書を確認したところ、収入の部においては、コインロッカー使用料の計上がなく、支出の部においては、各種保険料の保険期間及びコインロッカーレンタル料の利用期間が、もみじまつり開催期間と整合していないなど、不適切な取り扱いがみられた。

については、誤りを訂正し、適正な事務処理を行うよう改められたい。

- ・請求書を確認したところ、支払い相手が適正に把握、管理されていない不適切な取り扱いがみられた。については、改めて支払い相手等の内容把握に努めるとともに、今回の監査を契機に、不適切な事務処理が生じないよう組織を挙げてしっかりとした事務処理体制を構築されるよう求める。

- ・熱海市補助金等交付規則では、収入支出の予算の変更をしようとするときは、補助金等変更申請書を市長に提出し、承認を受けることとされているところである。

ところが、当該手続きをすることなく、当初予算がなく、かつ、予見できず支出不可避とも言いがたい新聞広告代を支出していた。

補助事業を執行するにあたっては、予算に基づき、適正に会計処理するよう努められたい。

(2) 所管部局（担当所管課）：観光建設部 観光経済課に関する事項

- ・市への補助事業に係る提出書類の審査について、チェック体制を強化するとともに、熱海市観光協会に対して、補助事業に特化した会計帳簿の整備を求めるなど、団体を十分に指導されたい。

所 属 名	措 置 状 況
観 光 建 設 部 観 光 経 済 課	○補助事業に係る会計帳簿の作成を徹底し、事業予算作成時より適正な予算書の作成に努めるとともに、決算においても疑義が生じないよう透明性の確保を徹底いたします。 ○収支決算におけるコインロッカー使用料の計上や各種保険料期間の不適切な取り扱いについては、補助事業の交付目的に沿った事務処理となるよう徹底します。 ○支払相手の内容把握や事務処理の適正化・透明性の確保を図るよう出納事務を改善します。

	<p>○事業実施に際し、例年支出が見込まれるものは、確実に予算計上を行うとともに、収入支出にかかる予算の変更等の際には熱海市補助金等交付規則に基づく変更承認手続き等を行います。</p> <p>○会計帳簿や決算書類の記載方法や事業内容などについても、適正に処理し透明性を確保するよう指導するとともに、課内の複数の者によるチェック体制の確立を実施し適正な補助金支出を徹底いたします。</p>
--	---